

上三川町建設工事電子納品実施要領（案）

1. 目 的

この要領は、上三川町の建設工事において、電子納品を実施するために必要な事項を定めるものとする。また、本要領は必要に応じて逐次、見直しを行うこととする。

2. 電子納品の定義

「電子納品」を以下のとおり定義する。

◇電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することを行う。ここでいう電子データとは、各電子納品要領(案)等 に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

3. 電子データの規定

電子納品する電子データの内容、ファイルフォーマット及び格納媒体は、基本的に国土交通省策定の電子納品に関連する各要領・基準(案)及び栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン(案)を準拠する。

※策定年月については現時点で最新であるが、随時、最新のものとよみかえるものとする。

【国土交通省策定の電子納品に関連する各要領・基準(案)】

要領・基準名	策定年月	掲載ホームページアドレス
工事完成図書の電子納品要領(案)	平成 20 年 5 月	国土交通省 https://www.cals-ed.go.jp/cri_point/
土木設計業務等の電子納品要領(案)	平成 20 年 5 月	
CAD 製図基準(案)	平成 20 年 5 月	
デジタル写真管理情報基準(案)	平成 20 年 5 月	
測量成果電子納品要領(案)	平成 20 年 12 月	
地質・土質調査成果電子納品要領(案)	平成 20 年 12 月	

【栃木県の電子納品に関連する要領・基準(案)】

要領・基準名	策定年月	掲載ホームページアドレス
栃木県電子納品運用ガイドライン（案） 第 11 版	平成 20 年 4 月	https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/pref/jyouhouka/denshikenchou/dennou_gideline.html

※なお、営繕工事については栃木県電子納品運用ガイドライン（案）によるほか、下記の基準によるものとする。

【営繕工事の要領・基準(案)】

要領・基準名	策定年月	策定部局
営繕工事電子納品要領(案)	平成 14 年 11 月	国土交通省大臣官房官庁営繕部 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_cals_densiseikahin4.1_000
営繕工事の電子納品マニュアル(工事編)	平成 18 年 4 月	栃木県県土整備部建築課 https://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/town/koukyoujigyou/kensetsu/eizendensinouhin.html
営繕工事の電子納品マニュアル(業務編)		

4. 電子納品対象書類

電子納品により納品する成果品の書類は下表のとおりとする。

書 類	作成者	フォルダ	管理ファイル	ファイル形式	区 分	備考
工事管理情報	請負者	—	INDEX_C.XML	XML	○協議※	※工事写真以外を納品する場合は必須
発注図	発注者	DRAWINGS	DRAWINGS.XML	SFC	▲試行	
特記仕様書	発注者	DRAWINGS	—	PDF	○協議	
打合せ簿	発注者 請負者	MEET	MEET.XML	PDF	○協議	
施工管理資料	請負者	MEET	MEET.XML	PDF	○協議	
施工計画書	請負者	PLAN	PLAN.XML	PDF	○協議	
完成図	請負者	DRAWINGF	DRAWINGF.XML	SFC	▲試行	
工事写真帳	請負者	PHOTO	PHOTO.XML	写真/JPEG 参考図 /JPEG 又は TIFF	◎必須	
その他	請負者	OTHR	OTHERS.XML	PDF	○協議	工事履行報告書 段階確認書等

(注意事項)

- (1) 完成図は、発注図面が電子化されている場合にのみ対象とする。
- (2) 押印が必要な文書は基本的に対象外とする。
- (3) 工事写真帳以外の書類を電子納品する場合は、全てのフォルダを作成する。(不使用なフォルダは空のままにする) また、その場合、工事管理情報は必須とする。

(区分の考え方)

◎ 必須：全面的に実施する。

○ 協議：監督員との協議により電子納品が可能な場合は実施する。

▲ 試行：監督員との協議により電子納品を試行（試験）的に実施する。

5. 電子納品実施計画

電子納品による対象工事規模については、概ね下表のとおりとする。

電子納品は工事規模に応じて段階的に実施するが、受発注者間の協議により、電子納品が可能な工事については、積極的に取り組むものとする。

実施年度	対象工事規模	備 考
平成16年度	3000万円以上の工事	
平成17年度	1000万円以上の工事	
平成18年度	500万円以上の工事	
平成19年度	全ての工事	

6. 特記仕様書

電子納品対象工事の発注にあたり、発注者は特記仕様書において、当該工事が対象工事であることを明示するとともに、電子納品を実施する成果項目について明記する。

(※別紙「電子納品に関する特記仕様書」を参照)

7. 事前協議

工事着手時には、「工事完成図書の電子納品要領(案)」の内容を熟知し、電子納品の対象書類、ファイル形式、施工中の書類の取扱い、検査時の対応等について事前に受発注者間で協議する。

(※別紙「電子納品事前協議チェックシート(様式-1)」を参照)

8. フォルダ構成及びファイル形式

フォルダ構成及びファイル形式は、「栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン(案)」を準拠する。

9. 使用媒体

(1) 成果品の提出に使用する電子媒体はCD-Rとする。

(2) 成果品は基本的には、1枚のCD-Rに格納する。

(3) 成果品は、正副各1枚ずつ計2枚を提出する。

(正副各1枚の場合のラベル表示は 正1/1 副1/1とする)

(4) CD-Rのラベル及びケースには、必要な情報を記載する。

(※別紙「CD-Rのラベル表示例」を参照)

(5) CD-Rのラベルは、CD-R表面へのプリンタ直接印字または油性マジック等での書込みとする。(ボールペン・鉛筆など硬質な筆記具の使用不可)

※ラベルシール等の貼付けはしないこと。(全面貼付けも不可)

10. 簡易写真帳

工事写真帳を電子納品する場合は、効率的な検査の実施を考慮し代表写真帳(インデックスプリント)を提出する。

(※別紙「県資料：工事写真の電子納品におけるインデックスプリントの提出について」を参照)

11. 工事検査

電子納品された成果品の書類検査は、発注者が電子データで検査することを原則とするが、検査を効率的に行うため、下記のとおり実施する。

(1) 電子成果品により検査を行う書類の範囲は、検査を効率的に行う観点から受発注者間の協議により取り決めるものとする。

(2) 書類検査を行うための準備(検査用機器等)は、原則として発注者が行う。

(3) 受注者は、工事完成検査にあたり、電子データを格納したCD-Rとともに、署名・捺印した電子媒体納品書(様式-2)を提出する。

(附 則)

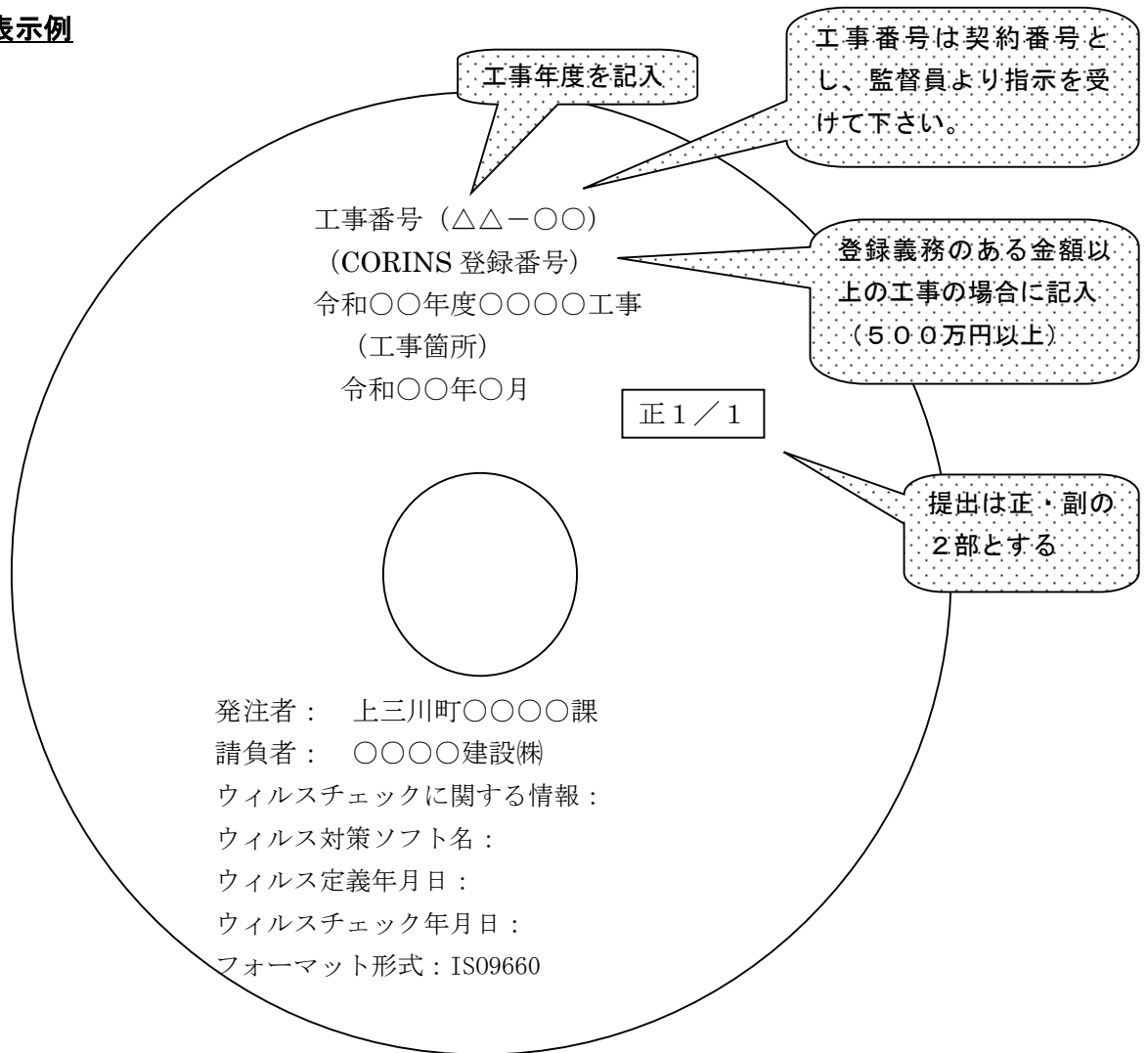
この要領(案)は、平成16年4月1日より適用する。

この要領(案)は、平成18年4月1日より適用する。

この要領(案)は、平成19年4月1日より適用する。

この要領(案)は、平成21年4月1日より適用する。

CD-R表示例



CD-Rのラベルは、CD-R表面へのプリンタ直接印字により作成する。
油性マジック等での書込みも可（ボールペン・鉛筆など硬質な筆記具は使用不可）とする
が、事故防止のためラベルシール等の貼付けはしないこと。（旧来の全面貼付けも不可）

CD-Rケース背表紙表示例

令和〇〇年度 〇〇〇〇〇〇工事 令和〇〇年〇月 工事番号 △△-〇〇

(例) 工事名が長く書ききれない場合

R〇〇年度 ○○○○○○○○○○○○○○○○○R〇〇年○月「△△-〇〇」

電子納品に関する特記仕様書 (●:適用する ○:適用しない)

項 目	事 項
電子納品の対象書類	●1 工事管理情報 (XML形式) ○2 発注図 (SFC形式) ○3 特記仕様書 (PDF形式) ○4 打合簿 (PDF形式) ○5 施工管理資料 (PDF形式) ○6 施工計画書 (PDF形式) ○7 完成図 (SFC形式) ●8 工事写真 (JPEG形式) ○9 その他 () (PDF形式) ●10 対象書類以外に電子納品を行う場合は、監督員との協議により実施すること。
電子納品に関し適用する要領・基準等	●1 上三川町建設工事電子納品実施要領(案)(平成21年4月) ●2 栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン第11版(令和6年4月) ●3 工事完成図書の電子納品要領 (令和8年2月) 国土交通省 ●4 デジタル写真管理情報基準 (令和5年3月) 国土交通省 ○5 CAD 製図基準 (令和7年12月) 国土交通省
電子納品のフォルダ作成	●1 工事写真のみを電子納品する場合は、フォルダの作成は必要としない。 ○2 工事写真以外の書類を電子納品する場合は、電子納品実施要領(案)に基づき全てのフォルダを作成すること。
事前協議	●1 工事着手時には「電子納品事前協議チェックシート(土木工事)」(様式ー1)により、電子納品対象書類、ファイル形式、作成ソフト等の協議を行うこと。
成果品の提出	●1 成果品の提出に使用する電子媒体はCD-Rとする。 ●2 成果品は基本的には、1枚のCD-Rに格納する。 ●3 成果品は、正副各1枚ずつ計2枚を提出する。 (正副各1枚の場合のラベル表示は「正1/1」「副1/1」とする) ●4 CD-Rのラベル及びケースには、「電子納品実施要領(案)」に基づき、必要な情報を記載すること。 ●5 CD-Rのラベルは、CD-R表面へのプリンタ直接印字または油性マジック等での書込みとする。(ボールペン・鉛筆など硬質な筆記具の使用不可) ※ラベルシール等の貼付けはしないこと。(全面貼付けも不可)
インデックスプリント(簡易写真帳)の提出	●1 工事写真の電子納品にあわせてインデックスプリントを作成し、検査時に提出する。 インデックスプリントとはA4サイズの紙に代表写真のみを抜粋してカラー印刷したもので、縦5行・横3列の15枚ずつを原則とする。各写真の下に「工種」「写真タイトル」「撮影箇所」を3行で記入すること。(極力枚数を少なくし、簡易な製本とする。) ●2 代表写真は、工事全体の流れがわかる写真とし、「栃木県土木工事共通仕様書」の「栃木県土木工事写真管理基準(案)」における提出頻度程度(提出枚数は、電子納品した写真データの1割程度を目安)とする。
そ の 他	●1 提出する CD-R 内には閲覧ソフト(ビューソフト)を入れないこと。 ●2 疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し指示を受けること。

(様式－1)

電子納品事前協議チェックシート（土木工事）

協 議 実 施 年 月 日	平成 年 月 日 ()
---------------	--------------

担 当 者	発注者	所属	
		氏名	
		電話番号	
		メールアドレス	
	請負者	会社名	
		氏名	
		電話番号	
		メールアドレス	

工 事 名	工事名	
	工事場所	
	工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
	工事番号	—

電子納品の対象とする書類の範囲と作成ソフト	☐	工事管理ファイル	作成ソフトとVer.	
	☐	発注図面	作成ソフトとVer.	
	☐	特記仕様書	作成ソフトとVer.	
	☐	打合記録	作成ソフトとVer.	
	☐	施工管理資料	作成ソフトとVer.	
	☐	施工計画書	作成ソフトとVer.	
	☐	完成図面	作成ソフトとVer.	
	☒	工事写真	作成ソフトとVer.	
	☐	その他()	作成ソフトとVer.	
	☐	その他()	作成ソフトとVer.	

適用する要領・基準類	☒	上三川町建設工事電子納品実施要領(案) 平成21年4月
	☒	栃木県電子納品運用に関するガイドライン(案) 第11版 令和6年4月
	☒	工事完成図書の電子納品要領(案) 令和8年2月 国土交通省
	☒	デジタル写真管理情報基準(案) 令和5年3月 国土交通省
	☐	CAD 製図基準(案) 令和7年12月 国土交通省

データバックアップ責任者(請負者)	氏名	
	データバックアップ頻度	☐ バックアップを毎日実施する。 ☐ その他()
	データバックアップに使用する媒体	☐ MO ☐ DVD ☐ CD-R ☐ 外付けハードデスク ☐ その他()

コンピュータウィルス対策責任者(請負者)	氏名	
	ウィルスワクチンソフト	☐ インターネットにアクセス可能なコンピュータにはワクチンソフトを常駐させる。 ☐ その他()
	ウィルスパターン定義データの更新	☐ 1週間に1回以上は定義データの更新状況を調査し、最新データに更新する。 ☐ その他()

そ の 他	
-------	--

◆ 本チェックシートを双方で保管すること。また、施工計画書に添付すること。

(様式－２)

電 子 媒 体 納 品 書

上三川町長

様

(住所)

請負者 (氏名)

(現場代理人氏名)

印

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

工事名					工事(契約)番号 CORINS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	作成年月	備考	
例：ＣＤ－Ｒ	ISO9660	枚	1	H21. O. O	工事写真帳	

1. 監督職員に提出

2. 写真の場合ＣＤ－Ｒは正副各１枚の提出だが、数量欄には種類ごとの枚数を記入する。

(２枚にわたる場合は正副の合計４枚になるが、数量は２とする)